

## ビル管理士選任・空気環境測定業務委託仕様書

1 業務の対象は次のとおりとする。

- |             |             |        |
|-------------|-------------|--------|
| (1) ビル管理士選任 |             | 12ヶ月/年 |
| (2) 空気環境測定  | 39ポイント/3回測定 | 6回/年   |
- ※ 別添配置図参照

2 業務の内容は次のとおりとする。

- (1) ビル管理士選任
- ・ 維持管理業務計画の立案
  - ・ 環境衛生管理の測定、検査等の結果の評価
  - ・ 管理衛生上の維持管理に必要な意見の具申
  - ・ 環境衛生に必要な書類の作成及び保管

- (2) 空気環境測定
- ・ 浮遊粉塵の量の測定
  - ・ 一酸化炭素の含有量の測定
  - ・ 炭酸ガスの含有量の測定
  - ・ 温度の測定
  - ・ 相対湿度の測定
  - ・ 気流の測定

※ 測定位置については別紙図面、環境測定位置図 参照

3 作業に直接必要な消耗品費、機器は業務受託者の負担とする。

ただし、整備にあたって部品の交換を要する場合、業務受託者は業務委託者よりその部品の支給を受けて整備を行うものとする。また、この委託業務の範囲内で処理することが困難な状態が発生したときは、業務受託者・業務委託者協議して行うものとする。

4 作業が完了したときは、業務受託者は直ちに業務委託者に報告し、確認検査を受けなければならない。

5 修理または調整目的物の引き渡し前に調整目的物又は材料について生じた損害その他修理又は調整施工に関して生じた損害は、業務受託者の負担とする。

ただし、業務委託者の責に帰する理由による場合はこの限りではない。